

## 8. 国民健康保険・介護保険の国庫負担割合の拡充について

四 国 部 会 提 出  
説明担当 東かがわ市

( 理 由 )

国民健康保険は、被用者保険に加入できない自営業者などを対象とし、国民皆保険を支えてきたが、現在では、医療費の高い高齢者や低賃金労働者などの低所得者が圧倒的な割合を占めている。また、介護保険は、65歳以上の全ての人を対象としており、その被保険者は、ほとんどが年金生活者のため、所得水準の低い人の割合が高く、保険料負担が重くのしかかっている。

こうした中、国民健康保険では、構造的な問題に加えて、医療費の増大、介護保険においても、同様に介護給付費が毎年増大し、国民健康保険並びに介護保険の財政を悪化させている。

高齢者を対象とする国民健康保険及び介護保険の両制度は、国の適切な財政支出があって初めて成り立つ社会保障制度であり、消費税の増税が予定されている中、被保険者に、これ以上の負担を強いることはできない。

よって、国においては、両制度の長期的安定化を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

国民健康保険制度及び介護保険制度における国庫負担の大幅な拡充を実現すること。特に、高齢化率の高い自治体に対する国庫負担の拡充を図ること。